

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善  
に係る公開会合  
第1回会合議事録

令和2年12月21日（月）

原子力規制庁緊急事案対策室

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合第1回会合  
議事次第

1. 日 時：令和2年12月21日（月）10:00～11:23

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室B、C、D

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

金子 修一 長官官房審議官  
古金谷敏之 原子力規制部 検査監督総括課長  
竹本 検査監督総括課 企画調査官  
金子 長官官房総務課 事故対処室長  
小野 核燃料施設等監視部門 原子力運転検査官  
渡邊 実用炉監視部門 係長  
高橋 長官官房総務課事故対処室 係長  
秦野 検査監督総括課 係長

(2) 事業者

佐々木一典 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ  
グループリーダー  
田淵 太郎 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 担当  
高橋 明良 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 担当  
鈴木 邦章 東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力運営 課長  
本間 圭祐 東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力運営 副長  
安達 晃栄 東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部  
運転管理グループ グループマネージャー  
関根 弘昌 東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部  
運転管理グループ  
浜田 誠一 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ  
グループ長  
内田 賢太 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 副長  
秋田 泰典 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 主任  
増田 敦志 北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム  
統括  
平野 猛志 北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム

副課長

田中 剛司	関西電力株式会社	原子力事業本部	発電グループ	チーフマネジャー
榑本 晋嗣	関西電力株式会社	原子力事業本部	発電グループ	マネジャー
上田 宜孝	関西電力株式会社	原子力事業本部	発電グループ	リーダー
水口 裕介	中国電力株式会社	電源事業本部	原子力運営グループ	副長
松本 義弘	中国電力株式会社	電源事業本部	原子力運営グループ	担当
中村 充	四国電力株式会社	原子力本部	原子力部	運営グループ グループリーダー
大坪 英将	四国電力株式会社	原子力本部	原子力部	運営グループ 副リーダー
松崎 崇	九州電力株式会社	原子力発電本部	原子力発電グループ	グループ長
岡崎 和也	九州電力株式会社	原子力発電本部	原子力発電グループ	担当
安田 兼一	九州電力株式会社	原子力発電本部	原子力発電グループ	担当
藤井 敬治	日本原子力発電株式会社	発電管理室	プラント管理グループ	グループマネージャー
東本 忍	日本原子力発電株式会社	発電管理室	プラント管理グループ	課長
山崎 謙吾	電源開発株式会社	原子力技術部	設備技術室	室長代理
大柿 一史	日本原燃株式会社	安全・品質本部	安全推進部長	
野田頭利美	日本原燃株式会社	安全・品質本部	安全推進部	防災グループ グループリーダー
船橋 大祐	日本原燃株式会社	再処理事業部	技術課	課長
坂本 勝利	日本原燃株式会社	濃縮事業部	運営管理課	課長
及川 健一	日本原燃株式会社	埋設事業部	埋設技術課	課長
米澤 秀成	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部	品質保証課	課長
伊勢田浩克	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部	品質保証課	マネージャー
井坂 浩二	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括室	主査
北村 高一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・品質保証部		部長
今川 康弘	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・品質保証部		課長
下野 公博	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・品質保証部		次長

高橋 康雄 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全・品質保証部 課長

広瀬 彰 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
保安管理部 施設安全課 課長

加部東正幸 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
保安管理部 危機管理課 マネージャー

小塚 直樹 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
保安管理部 安全対策課 課長

寺山 弘通 三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 主幹

安倍 昌宏 三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 主幹

紺野 正幸 三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 安全管理課 課長

牧野 久代 三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 安全・品質保証課 主任

小又 智 三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 副部長

鈴木 瑞穂 原子燃料工業株式会社 東海事業所 環境安全部  
安全管理グループ長

黒石 武 原子燃料工業株式会社 熊取事業所 環境安全部  
安全管理グループ長

藤巻 真吾 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン  
保安管理部 部長

内山 孝文 東京都市大学 原子力研究所 原子炉施設管理室長

三橋 偉司 東京都市大学 原子力研究所 アドバイザー

佐野 健一 立教大学 原子力研究所 管理室長

上田 辰己 立教大学 保安監督者

大村 直孝 立教大学 管理室員

浅葉ひろみ 立教大学 管理室員

杉山 亘 近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者

蒲生 秀穂 株式会社日立製作所 王禅寺センタ長

熊埜御堂宏徳 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所  
原子炉技術担当部長

水迫 文樹 日本核燃料開発株式会社 保安管理部 部長

油田 良一 日本核燃料開発株式会社 核燃料取扱主務者

水戸 紀之 日本核燃料開発株式会社 技術管理本部 部長代理

近藤 政義 日本核燃料開発株式会社 保安管理部 安全管理グループ  
グループリーダー

青木 裕 リサイクル燃料貯蔵株式会社 取締役技術安全部長

白井 功 リサイクル燃料貯蔵株式会社 貯蔵保全部長

#### 4. 議 事

- (1) 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について
- (2) 事業者等からの意見について
  
- (3) その他

#### 5. 配付資料

- 資料1-1 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について（令和2年11月11日委員会資料2）
- 資料1-2 今後の公開会合で検討を行う主な論点
- 資料1-3 原子炉等規制法に基づく法令報告に関する法律、規則、訓令
- 資料1-4 他の省令、規則における事故報告期限の規定
- 資料1-5 原子力規制委員会発足（平成24年9月19日）以降に報告を受けた原子炉等規制法に基づく法令報告事象の概要
- 資料1-6 原子力規制委員会発足（平成24年9月19日）以降に報告を受けた原子炉等規制法に基づく法令報告事象の分類
- 資料2 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について（発電用原子炉設置事業者）

○金子審議官 それでは、お時間になりましたので、ただいまから第1回の原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合を始めさせていただきます。

今回が1回目ということですので、最初に、ちょっと開催についての注意事項を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症防止拡大の対策のために、テレビ会議を用いて開催をさせていただきます。多くの事業者の方に御参画をいただいております。テレビ会議での開催に御協力いただいております。ありがとうございます。

通常の際、御発言のない際は、マイクをミュートにしておいていただければと思います。また、御発言のある場合には、画面に向かって手を振っていただくなりしていただくと、こちらで気づきますので、一応、御発言の際には私から指名をさせていただきます。原子力規制庁の金子でございますが、それから御所属とお名前をおっしゃっていただいております。御発言をお願いいたします。

また、資料等の参照をされる場合には、資料の番号、あるいはページの番号などを御発言をいただくと、皆さんが理解がしやすいので、よろしくをお願いいたします。

システムや回線の都合によって、ちょっと音が聞き取りにくかったりする場合があります。

すので、御発言は少しゆっくりめに、はっきりとお話しいただくと、繰り返さずに済むかと思っておりますので、よろしくお願いたします。また、場合によっては画像を切つていただくことで音声改善されることもありますので、そのような場合には、こちらからも注意喚起をいたしますけれども、聞き取りにくい場合には、そのような工夫をしていただけるとよろしいかと思っております。

また、進行の中で不都合などありましたら、その都度対応してまいります。円滑な進行に御協力をいただければ大変助かります。よろしくお願いたします。

それでは、議題に入りたいと思っております。

本日の議題の1は、原子炉等規制法に基づく法令報告の改善についてということで、今回、原子力規制庁のほうから、この公開会合を開くことになりました経緯、あるいは趣旨などについて、説明をさせていただきます。

冒頭、検査監督総括課長、緊急事案対策室長でもあります古金谷からお話し申し上げます。

○古金谷課長 原子力規制庁の古金谷でございます。

お手元に、既に資料をお届けしているかと思っておりますけれども、資料1-1～1-6に基づいて御説明します。メインの説明としては、資料1-1になろうかと思っておりますけれども、関係するいろいろな情報も御用意しておりますので、その関係についても、資料1-2以降に基づいて御説明、簡単に御紹介をしたいと思っておりますので、よろしくお願をいたします。

では、資料1-1でございます。原子炉等規制法に基づく法令報告の改善についてという資料でございます。

これは日付が11月11日になってございますけれども、これは、この日に原子力規制委員会のほうにこのペーパーをお出ししたというものでございます。これが、この開催の趣旨を一番端的に示しているというところがありますので、この資料に沿って、簡単に御説明をしたいと思っております。

まず、背景というところ、書いておりますけれども、いわゆる原子炉等規制法に基づく事故トラブルの報告（法令報告）については、ここに書いておりますように、事業者の原因究明、再発防止対策の実施と。それから、それを他の事業者等への水平展開をすると。規制機関としても、これを分析いたしまして、規制の制度への反映ということを参考にすることを目的としておりまして、運用としては、これまで規制庁が事業者から出された報告内容、そういったものの確認・評価を行って、委員会に報告するというような形をしております。

一方で、ここに書いておりますように、法令報告事象の中には、これまで規制委員会の中でも議論がございましたけれども、運転を停止して廃止を検討している施設だったり、そういったものについては、安全上の影響が小さいというようなことが考えられますし、あるいは同様の原因、同様の事象が繰り返し発生しているものなど、改めて委員会で評価するということの必要性に乏しいものもあるということが、これまでも指摘されてきてお

ります。過去の議論におきまして、安全上の影響を考慮しない一律の対応、それから事業者が提出する報告内容について、不必要な、余計な関与というんですか、そういうものを避けるべきだというようなことも指摘されております。これは一義的な責任を事業者が有するというところがありますので、こういったトラブルについても、まず事業者がしっかりと自分たちで原因を究明して、再発防止対策を講じるというところが必要だということかと思えます。

こうした指摘を受けて、これまで安全上の影響の小さい事象については、まとめて報告するというような形で運用の改善をしてきたわけですが、原子力規制検査が4月から運用開始となりましたので、こういった形、こういった検査の下で、法令報告との関係をどう整理するかというようなところでの改善が必要だということが背景にあります。

検討の方向性ということで、2.にお示ししておりますけれども、大きくは二つの流れで検討したいということで、ここでは委員会で申し上げました。

一つ、(1)、2ページ目のところですが、これが今回の意見交換会合での主眼となるものでございます。まず、法令報告の対象の見直し、それから提出期日の見直しという、大きな二つの論点があろうかと思えます。

一つ目としては、報告対象というものでございますけれども、制度の趣旨・目的に寄与していないものがあれば、対象から除外してもいいのではないかと考えてられます。また、必要であれば、新たに報告が必要と考えられるものがあれば、追加も考えなければいけないと思っております。一つ除外の例として、検討の一つとして挙げられるのが、廃止措置の申請中の施設、そういったところで発生した法令報告をどういうふうに扱うかと。これは基本的には、もう再稼働するということが想定されていないという施設でございますので、安全上の影響も非常に小さいというふうに考えられるということが背景にあります。

それから、事業者からの報告書の提出の期日というものがございます。これは法令上、発生後速やかに報告するとともに、10日以内に報告するということが規則上定められております。10日以内の報告というものについては、これまで原因、あるいは再発防止対策というようなものも含めて提出することを基本としているわけですが、また10日以内ということになりますと、なかなか、こういった原因究明、あるいは再発防止対策の企画というところまでは及ばないというようなタイミングでもあろうかということがありますので、この期日というものを見直してはどうかというところがございます。

いずれにしても、こういった見直しをするに当たっては、規則の改正等が必要になりますし、事業者との関係でも、意見を聞く必要があるだろうという考えの下で、今回の意見交換会合を設置するということにいたしました。

本意見交換の会合とは直接関係ないんですけれども、(2)の対応プロセスというところがございます。これは我々法令報告を受けた後、その内容を確認して、委員会に報告するというところについて、もう少し、原子力安全上の影響度に応じて対応の仕方を三つに

区分しようというものでございます。

これは、ちょっとページをめくっていただきまして、4ページ目、別紙1というものがございます。表にまとめてございますけれども、原子力安全上の重要度に応じまして、対応の仕方を三つに分けてはどうかということでございます。

これは1～3にかけて、一番重要性の高いものというのが対応区分1という形に書いてございまして、対象としては、いわゆる原子力規制検査の中で重要度評価「白以上」となる可能性があるような事象、こういったものについては、丁寧に対応していく必要があるだろうということがございますので、委員会への報告も、個別に報告するというのをしたいと思えますし、その内容の確認についても、公開会合というようなプロセスも用いてやっていきたいということでございます。検査では、日常検査もありますし、白以上となる可能性ということもありますので、必要に応じて特別検査も行う可能性があるだろうと考えております。

対応区分2につきましては、いわゆる重要度評価、「緑程度」というようなものでございます。これは基本的には四半期の原子力規制検査報告の際に、まとめて委員会のほうにも報告するという形にしたいと思っております。基本的には、特別検査などせず、日常検査でフォローアップをするということ。それから、調査の方法としても、面談、必要に応じて公開会合をするというような形にしたいと思っております。

さらに、対応区分3ということで、重要度評価としては軽微、あるいは繰り返し発生しているもので、既に内容については委員会で過去に評価してある、そういったものでございます。こういったものについては、基本的には、できるだけ労力をかけずに対応していきたいということで考えておりまして、基本的には、年間でまとめて委員会には報告するという形にしたいと思えますし、対応についても、日常検査、あるいは面談というようなところで対応していくということを考えております。

こういった形で、対応プロセスについても、安全上の影響度に応じて効果的に効率的にやっていきたいということございまして、これについては、この方向性は、11月に委員会では了承されたということでございます。したがって、先ほど申し上げました報告対象の追加、あるいは提出期日、こういったものについて、今日、皆さんと意見交換をしたいということでございます。

資料1-2でございます。主な論点ということで書いておりますけれども、先ほども少し述べましたけれども、報告対象については、大きくは二つあるかなと思っております。いわゆる安全上の影響の程度、そういったものを考慮するというので、廃止措置申請中のもの、あるいは長期停止などと、そういった施設についてどう扱うべきなのかというところ。それから、様々な法令報告事象に該当するかどうかというところで、解釈を我々示してございますけれども、こういった内容について、少し、皆様の中でも、分かりにくいとか、そういうことがあれば、その内容を明確化していくというようなこともございますので、そういった点についても御意見があれば、御指摘いただければと思っております。そ



れから、あとは報告の期日ということでございます。

あと、残りの資料でございますけれども、資料1-3、これは参考ということでお示ししております。法令報告の記載がございます、法令の部分を抜粋しているものでございます。各施設ごとの規則、あるいは訓令というものがございまして、そこで、ある程度、それぞれの施設に応じて法令報告対象というものが明確化されているというところでございます。これは参考ということで御紹介したいと思えます。

それから、資料1-4でございますけれども、事故報告の期日の関係で、他の法律、あるいは規則、そういったもので、どういった形になっているのかというものを参考としてお示したものが1-4でございます。

数ページにわたってございますけれども、RI法の関係が1番目にございますが、これについては炉規法と同じ、直ちにというところと、10日以内という形になっております。

一方で、電事法の関係、電気工作物の電気関係報告規則、それから電気関係報告規則、これらについては、48時間、あるいは24時間以内、速やかな速報ということと、30日以内というような形の報告期限になってございます。

ガスの関係、それから熱供給事業法、こちらでも電気関係と類似の形になっておりまして、48時間、24時間、あるいは30日というような形になってございます。

ページをめくっていただきますと、産業保安の関係、ほかにございます。

コンビナート、これは高圧ガス保安法の関係でございますけれども、こちらについては、事故の程度によりまして、事故の程度のひどいものについては、速やかな報告と10日以内という形になっておりまして、その他については、速やかな報告と一月分をまとめてというような形になってございます。

それから、石油パイプライン、こちらについても、48時間、あるいは30日以内というような形になってございます。

あと、こちら、冷凍保安規則、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、これらは全て先ほどの基本的には高圧ガス保安法の世界でございますけれども、類似の体系になっておりまして、程度の著しい事故については速やかな報告と10日以内、そうでないものについては、速やかにということと一月分をまとめてという形になってございます。

それから鉄道事業法、それから、これは自動車事故報告規則でございますけれども、こちら、鉄道のほうにつきましては、速報というものと2週間以内という形になってございますし、電気事故につきましては、速やかにというようなところと速報、それから30日以内に報告するという形になってございます。自動車事故につきましては、30日以内の報告というところですが、恐らく第4条というのが程度の高いものだと推測されますけれども、速やかな電話による報告というものも求めているというところがあるということでございます。

あと、4ページ目には、海外の例ということで、NRC（米国）の例でございますけれども、記載してございますけれども、こちらでも似たような形になっておりまして、原子力発電所

におけるトラブルについては速やかにというようなところと、60日以内というような形で、いずれにしましても、多少の程度の差はありますけれども、何かトラブルがあった場合には、できるだけ速やかに報告するというところと、あと、一定程度の期間を置いて報告の提出を求めているというところが、多くの法律では、そういった規定になっているというところがございます。ただ、一定程度の期間というものが、10日だったり、30日だったりというところの違いがあるということがございます。

以上が資料1-4でございます。

それから、あと、資料1-5、1-6でございますけれども、これは規制庁発足以降の話でございますけれども、規制庁発足以降に、原子炉等規制法の法令報告事象はどんなものがあったのかということで、リスト化したものでございます。

1番目からずっと、資料1-5でございますけれども、29番目まで、約30件、これまで事故報告がございまして、それらについてリスト化しているというものでございます。それぞれ、右のほうに法令報告の該当規則の番号、号番号が書いております。それから、最終報の受領までがどれぐらいの期間かかっているのかというところが書かれておりまして、見ていただくと、ざっと見ていただくとお分かりになるかと思いますが、やはり一定の期間かかっているというところがございます。10日で終了しているというものは皆無でございます。30日というところでも、ほとんど、その間に出せるというものも少ないというような状況ではございますけれども、かなりの時間がかかっているというのが、これを見てお分かりいただけるかと思えます。

それから、最後、資料1-6でございますけれども、こちらのほうは、法令報告事象を少しリスト化してまとめたものでございます。事象区分ということで、それぞれの規則の中に、若干の表現ぶり、違いはございますけれども、ある程度類似の号番号が立っておりまして、それを整理したものでございます。実用炉が一番法令報告の対象の数としては多いんですけども、その中でも、技術基準不適合、あるいは適合できない状態、あるいは安全機能が維持できていないというようなところでの件数が11ということで、一番多うございます。そのほか、漏洩の関係というものが、これは実用炉に限らず、ほかの試験炉だったりとか、核燃の使用施設、そういったところでも、管理区域内の漏洩、あるいは管理区域外への漏洩というものがございます。そのほか、限度を超える被ばくであったり、制御棒の引き抜け、LC0の関係、原子炉停止というものが1件ずつ程度あるというようなところがございます。こういった、これまで対象があるということでございますので、一応、整理して、お示しをしておきました。

取りあえず、私のほうからの説明は以上とさせていただきます。

○金子審議官 一つだけ、金子のほうから付け加えておきますと、最初に説明のあった資料1-1の中の2ページ一番最後に、進め方というのが書いてございます。大体、スケジュール的には、今年度内に一通りの方向を出して、委員会のほうにも共有をしたいということでございます。もちろん、この公開会合の場でいただく、いろんな意見、あるいは議論

を踏まえてということになりますので、このスケジュールに拘泥するものではありませんけれども、そのようなスケジュール感も皆さんと共有させていただきながら、議論を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

取りあえず、まず、御説明をさせていただいた内容で、御質問なり確認をしておきたいことなどありましたら、皆様方からお受けをしたいと思います。その後、ここについてはこういうふう考えたらいんじゃないかとかというような、今後の変更に対するコメント、御意見、あるいは御疑念とか、そういったことについていただきたいと思いますので、取りあえず、事実関係であるとか、この内容がよく分からないとか、こういうところは どういうつもりなのかとかということ、クラリファイが必要なことがありましたら、皆様方から頂戴したいと思います。先ほど申し上げましたが、画面に向かって手を挙げて振っていただくと、私のほうで確認しますので、よろしくお願いいたします。

特にございませんでしょうか。よろしいですかね。見逃している、画面が映っていないところももちろんありますので、そういうところはお声を上げていただければと思いますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、もし、また後で何か確認したいことが出てまいりましたら、おっしゃっていただければと思っております。

それでは、議事を先に進めまして、事業者等からの御意見についてということで、今日は、資料の形で、電力の皆さんからも御意見をいただいていますので、まずは、その御説明をお願いしたいと思います。資料2というのが、各電力会社さんの連名の形で資料を作っていたので、これは東京電力ホールディングスからでしょうか、御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○浜田グループ長 すみません、中部電力の浜田でございます。

冒頭、ちょっと私のほうから一言申し上げてから、東京電力の安達さんのほうに御説明いただきます。

本日は、こういった意見を発言させていただく機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

我々としても、資料1-2で御提示ございました、公開会合で検討を行う主な論点に基づきまして、資料2のように、各社連名で今回資料のほうで我々の意見をまとめております。内容については、東京電力の安達さんから御説明いただきます。

今回、意見出しにつきましては、論点として、我々のジェネラルなといいますか、一般的な考え方をまとめておりますけれども、やはり今後議論が進んでいく中で、いろいろ細かな具体的な事例について、いろいろ議論が、まだ引き続き必要だと思っておりますので、今日の会合に限らず、引き続き、こういった意見を聞いていただく場をまた継続的に持つていただくとありがたいなと感じているところでございます。

前置きが長くなりまして、申し訳ございません。それでは、東京電力の安達さんのほうから、資料に基づきまして、事業者意見、御説明いただきたいと思います。

○安達グループマネージャー 東京電力原子力管理部運転管理グループマネージャー、安達です。

それでは、資料2について御説明させていただきます。

本ペーパーについては、発電用原子炉設置事業者、電発さんを含めた11事業者について、先月26日に、規制庁さんのほうから本件についての課題認識、論点について、御説明いただきたいことについて、現時点での見解、事業者としての意見を取りまとめたものになってございます。

総論としては、規制庁さんの認識、課題認識について、大きくここからずれるものではなく、大きく、この二つの論点で事業者もいるといったところになります。

続きまして、一つ一つの課題について、事業者の見解、意見等について、資料に基づき御説明させていただきます。

1枚目の中段ですが、まず、報告対象事象は適切かといった観点での廃止措置申請中、長期停止プラント、こういったものの施設の状態を考慮にすることです。

ここについて、事業者側の意見としては、運転や再稼働を前提としたプラントと廃止措置申請中、あるいは、そういったことを前提として長期停止中のプラント、こちらを区別するといったことは、安全上の影響や我々事業者における設備管理・運用の区別、こういったものを踏まえても適当であるというふうに考えてございます。

プラントの状態や各設備の機能要求、こういったことを踏まえまして、安全上の影響度合いに則した法令報告の対象事象、そもそも報告が必要なのか（要否）、こういったことについて議論を整理させていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、報告事象の解釈の記載の適切性といったところです。

事業者の意見ですが、まず、ポチの一つ目です。現状の法令報告対象事象、その解釈、現状、我々は訓令としてお示しいただいておりますが、それについては、必ずしも安全上の影響度合いに則したのではなく、従前の法規制の慣例から、事業者に対して広範に報告を義務づけるといったものが根底にあるというふうに考えてございます。

また、ポチの二つ目ですが、解釈（訓令）にとどまらず実用炉規則第134条や告示327号安全上重要な機器等を定める告示、こちらのほうも含めまして、安全上の影響度合いに則した法令報告の要否、あるいは対象の設備について議論・整理させていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、2ページ目、裏面をお願いいたします。

具体的な事案としましては、①安全上の影響がなくかつ原因等が既知の事象、こういったものについては報告対象から除外してはいかがかと。実例としては、PWRの蒸気発生器伝熱管の損傷（PWSCC）などが一例として考えてございます。

事例の二つ目としては、想定外の制御棒引き抜け等の事象、こちらについては、134条の第13号に個別の項数として整理されてございますが、これについて、例えば過挿入側については、安全上の影響が他の制御棒の引き抜けといった場合として区別できますので、

こういったものを報告の要否から除外する、こういったところを見直してはいかがといったことを考えてございます。

また、新規制基準に係る新たな設備、SA設備ですとか、特定重大事故等対処施設、こういった扱いについても、我々、訓令の解釈等について、平成31年4月5日の文書というところで、我々、御指示、御説明いただいておりますが、こういったものも含めて、今回、一元的に整理をされるといったところも、ぜひやっていただきたいというふうに考えてございます。

最後、報告の期日の適切性についてです。

こちらについても、規制庁さんの御認識のとおり、我々、報告事象に係る「原因及び再発防止対策」の取りまとめについては、実用炉規則に定める「10日以内」、こちらを超えてお時間を要しているといったことが多いというふうに認識してございます。原因調査の状況やそれに対する処置（暫定処置等）については適宜、原子力規制検査において、我々のほうからも御報告・御説明、規制庁さんのほうにも確認をいただいているというふうに考えてございますが、「報告期日」については、やはり紙としての取りまとめですとか、そういったこともございますので、例えば具体的な日数を設定せずに、状況に応じて、原子力規制検査の中においても、御庁にも確認いただきながら、柔軟な対応ができるように運用を見直すといったところも、一つの案として御提案したいと思っております。

以上、規制庁さんから御提案いただいた課題認識について、事業者、11事業者についても大きくそれることはなく、それぞれの観点について、規制側・被規制側の観点から、原子力安全上に則したスピード感、あるいは報告の要否等について、引き続き議論をさせていただきたいといったことを考えてございます。

資料2に基づいた御説明は以上になります。

○金子審議官 ありがとうございます。

それでは、今、御説明いただいた点につきまして、まだ、具体的なことと割と概念的なものと、いろいろな粒度のものがまじっていると思いますけれども、御確認の事項とか、これは規制庁側から御質問などもあると思いますけれども、何かございましたら、いただければと思います。

じゃあ、竹本さん。

○竹本企画調査官 検査監督総括課の竹本ですけれども、先ほど配られている資料の中で、ちょっと事実確認みたいな話をさせていただきたいんですが、意見の中で、報告対象事象は適切かという中で、意見、二つ目の「プラント状態や各設備の機能要求を踏まえ」とあるんですが、このプラント状態と言っているのは、もう一つ上の「運転や再稼働を前提としたプラント」とか「廃止措置申請中」とか、そういった趣旨でのプラント状態ということでは言われているということよろしいでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

御認識のとおりです。我々、こういった紙での申請とは別に、実際的に原子力の安全が

こういった形で担保されているのか、それはまさに現場の姿、管理の状況かと思っております。そういった意味で、プラントの状態といったことを記載させていただいております。

○金子審議官 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

渡邊さん。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊と申します。

記載内容については、私も確認させていただきたいところがありますので、1点質問でございます。

頂いた資料の報告事象の解釈の記載が適切かというところの御意見でいただいております。1ポツ目、必ずしも安全上の影響度合いに則したのではなく、事業者に対して広範に報告を義務づけているものと認識とありまして、ここは私も基本的には同じような考えではあるんですけども、ここで具体的に安全上の影響度合いに則したものではないと想定されているものというのは、次のページに行って、示していただいている具体的な事案、この二つなのか、ほかにも何かあるのか。何かあれば、ちょっと、具体的にはこういったことを想定されているのかというのをちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○安達グループマネージャー 東京電力の安達です。

こういった具体的な事例は、各社さん、個別のトラブルとか、そういった観点で御意見、事例はあろうかと思えます。私が認識している、これ以外の事例として一つ挙げますと、例えば熱交換器、こういったもののチューブリークといった場合ですと、熱交換器としての技術基準もあれば、伝熱管の細管一本一本の技術基準といったところも整理されております。現状の整理ですと、こういった熱交換器が安全上の重要な機器に該当するといった場合は、熱交換器総体としての機能に影響がなくても、細管の1本に、もし減肉、あるいはチューブリークがあった時点で、技術基準に適さないといったところ、それをもって法令報告の対象となり得るといった整理もございます。現状は、熱交換器単体については、熱交換器としての機能が維持されるかどうか、そういった観点から報告するといったところで、御庁と認識が整っていると思えますが、そういった技術基準を一つの設備の機能にかかわらず、設備を構成する部品単体、そういったところに適用されることによって、原子力安全上に必ずしも沿わない報告が求められるのではないかと、そういった懸念を持ってございます。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。

ほかの例えば電力会社の方、あるいは今の質問は、具体的に何か、これは別にやる必要はないんじゃないかと思っているようなものが皆さんの中におありになりますかという、割と広い質問なので、電力会社に限らず、各燃料施設の運営をされている方々なども含めて、もし何かお気づきの点があれば、ぜひ挙げていただければと思いますけど、いかがでしょ

うか。

今のところは、特になさそうでしょうか。取りあえず、また、じゃあ、後でお伺いしてみようと思います。

ほかにいかがですか。

どうぞ。

○小野検査官 核燃料施設等監視部門の小野です。

資料2の最後の報告の期日の点で少し、コメントに近い形にはなるんですが、御意見を伺えればと思います。

今回、御提案いただいた中で、「具体的な日数を設定せずに」という形でいただいているかと思うんですが、今の規則等にあるように、〇〇日以内といった形で、具体的に期日が定まっていると思うんですが、こういった形で、具体的な日数を設定しないという形になると、そういった、いつまでに提出していいのかといった点がちょっと曖昧になってしまうのではないかなと思うんですが、そういった点というのは、実運用上、あまり懸念にならないというか、問題にならないようなものなのではないかというの、何か御意見があれば伺えればと思います。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

これは、私、東京電力、安達の意見といったことでお聞きいただければと思うんですが、必ずしも、仮に30日と縛った場合について、そこに縛られることなく、仮にそれよりも早くまとまるようなことがあれば、日数にこだわらず、早期に報告をするといった認識でございます。

その趣旨はといいますと、我々、トラブルを発生した場合に、そういった再発防止とか調査の取組、そういったPDCAも含めて、原子力規制検査の中で確認をいただいているといったところが現状だと思います。そういった意味で、我々、事業者としても、何か悪意を持って期日を遅らせるとか、原子力規制庁にそろわないスピード感、遅くやっているとか、そういったことを含めて、御庁にきちんと確認いただいていると、そういったございますので、現状も30日に、ほかの法令になぞって仮に設定したとしても、それを超えることも事例としては多々ございますので、原子力規制検査の中で、事業者の取組が常に確認いただいているといったことを担保に、ここを例えばですけども、取りまとめ次第、直ちにとか、そういった表現でもいいのではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○金子審議官 規制庁の金子でございますけれども、ちょっと今の点は、私たちなりの考えも共有をさせていただいたほうがいいと思っているんですけども、冒頭に古金谷から御説明をさせていただいた資料1-1の1.の一番最初の段落に、そもそも「法令報告」の制度というのは何のためにあるんだろうかということ、すごく簡単に書いてございます。大きく二つの意味があると思っていまして、要するに何かトラブルみたいなものが起きたら、まず情報共有をきちんとした上で、その共有された情報がほかにインパクトを持つも

のなのかどうかとか、要するに、それ自身がちゃんと対応されるということももちろん必要なのですけれども、みんなで情報共有をして、気をつけなきゃいけないねという、注意喚起をするという機能が一つありますねと。それから、先ほど、今、報告の期限の話がありましたけれども、そういう世の中に知らしめることという効果もありますし、先ほどの報告の期限みたいなものもあり、対応をできるだけ速やかにしていただこうと。だからこそ、あまり取るに足らないものをここに載せる必要はないのではないかという発想も出てくるわけですが、そういう趣旨を持っています。

そういうことから考えると、二つのことを気をつけなきゃいけないと私自身思っています。そもそも、この法令報告の制度がある趣旨というのは、速報性というのがあります。速報性と安全上の重要性というのを評価して判断することが、バランスになるケースというのが多々想定されると思います。形式的に外形的に見れば分かることというのは、それで構わないのですけれども、それなりに何か細かな評価をしていかないと重要度が決まらない、あるいは分からない、振り返って見ると、これは大したことなかったねということになるようなものというのも当然あるわけで、そういったものというのは、なかなか、最初から法令報告の枠から外すというのが難しいものになるんだろうなというふうに私自身思っております。したがって、早い段階で情報共有をするということの目的との関係で、先ほど来ありました、どういうものは、そもそも、そういうものにはなり得ないので、除外をしても、今は入っているけれども、除外をしても大丈夫なんだろう、あるいは、逆に言うと、今まではきちんと目に入れてこられなかったけれども、入れるべきものがあるのかどうかとか、それから、もう少し区分を細かくして見ていくと、一つのカテゴリーの中に、こうやって切り出せるものがあるんじゃないかとか、そういう議論をしっかりしていければいいかなと思っているのが一つです。

それから、期間の話も、対応を促すということがあるので、一つのお尻を切るということは、それはそれなりに必要なのだらうと思います。したがって、30日であるかどうかというのは別の問題なのですけれども、取りまとめ次第ということになると、もちろん、事業者の皆さんは、早く取りまとめないと、例えば商業炉であれば、実際に運転をして、お金儲けに供せないということになりますから、インセンティブが働いているわけで、そのような無為に後ろに倒すということはないのでありましようけれども、規制との関係で言うと、そのことは頭に置かずとも、早く原因を究明して、先ほどの、早く皆さんに知らせ、こういうことが危ないかもしれないので、もし同じことが起きるようなことがあれば、ちゃんと対応してくださいねということをやらなきゃいけないということで考えれば、それなりの情報共有のデッドラインといいたいまいしょうか、節目をつくらなきゃいけないということにもなるかと思えます。ですから、そういう法令報告制度の趣旨というのをきちんと頭に置きながら我々は議論をしないと、ちょっと実態がこうなんだから、もうこれでいいですよということには多分ならないということだけ、ぜひ皆さんと認識共有をさせていただければと思って御発言させていただきました。



ほかに、すみません、ございますか。

古金谷さん。

○古金谷課長 すみません、古金谷ですけれども、資料の1ページ目の一番下の解釈に留まらずと書いてあるポチのところで質問なんですけれども、これは「告示を含め」というふうに書いてあるんですけども、告示に書いてある内容そのものを今回の意見交換の中で見直したほうがいいんじゃないかという御提案なんです。告示というのは、あまり法令報告そのものというよりも、審査だったりとか、そういうところでも当然活用しているものでございますので、そちらのほうがメインだというふうに私理解しているんですけども、ここのちょっと趣旨をもう少し教えていただけないかと思います。いかがでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

具体的に、告示327をどのように直したらいいかという、まだ具体的な事例といったところはないんですが、我々、これを134条の法令の該当要否、各トラブルとか不具合に対して判断をする際に、告示327が一つのバイブルというか、よりどころになってございます。ここに書いてある設備の名称がある／なしですとか、ここには書いていないけども、趣旨に沿って含めるかどうか、そういったところを我々事業者として、大分、トラブルとかの判断の際に悩む場合もございますので、仮に具体的な設備を見直すというやり方もあれば、考え方を、もう一度、こういった機会を持って、規制庁さん側と認識を統一させてもらう、あるいは、この読み方や、327号の使い方、見方を、解釈といった中において、より明確化する、そういったところを今回の中で議論、確認をさせていただきたいといった趣旨でございます。

以上です。

○古金谷課長 古金谷です。

理解しました。告示そのものというよりも、告示をどう活用するかという、そういうことだということですね。解釈の中、あるいは、実際にどういう形か分かりませんが、告示の記載内容を踏まえて、これをどう法令報告の中で活用していくかというところというふうに理解しましたけれども、そういう理解でよろしいですか。

○安達グループマネージャー そのとおりです。ありがとうございます。

○古金谷課長 了解しました。ありがとうございます。

○金子審議官 どうぞ、渡邊さん。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊です。

話が一つ戻ってしまって、期日の関係で、ちょっと実態をお伺いさせていただきたい点の一つでございます。頂いた資料2の2ページ目のところの期日でいただいた御意見で、具体的に定めるのではなくて、取りまとめ状況に応じて取りまとめ次第、報告書を出すといったのでどうかと御意見をいただいているところなんですけども、これも一つオプションとしてはありながら、多分もう一つ別のオプションとしては、例えば10日でも何でもいいんですけども、先ほど議論にありましたように速報性が要ということなので、この期日

で原因の特定と再発防止策までは含まず、その状況で処置といったところをこの期日までに報告していただいて、その後段階で原因の特定と再発防止策について報告をいただくという2段階というのが、他方例の例なんかを見てもあるのかなという気がしているんですけども、そういったのも一つオプションになるのではないかと考えていて、ただ、これは言えば実態、今のままという気もするので、そういった何か2段階に分けることで今の実態と何か違いが生じるかといったところについて何か御意見があれば、ちょっとお伺いさせていただきたいです。よろしく申し上げます。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

実態としてというよりも、この報告期日がある意味、何か日数をもって切られた場合に、我々、仮にそこで進捗が進んでいなくても一通り事務的な手続をしなきゃならないといったところがございます。それが本来であれば原子力の安全を早期に元の状態に戻す、そういったところの原因調査にリソースを充てたいところを、そういった紙の取りまとめ、そういったところに、もし中身の無いものを出すというふうになってしまうのであれば、そういったところについて、より原子力安全を高める、元の状態に戻す、そういったところにリソースを投入させていただきたい、そういったところが趣旨でございます。ただ、それはあくまで被規制側の一方的な意見でしかございませんし、規制側としても、きちんと報告を受けて状況について把握する、報告を受けると、そういった必要性もございまして、そこについては、やはりよく議論やお話、調整が必要かなといったところを認識してございます。

以上です。

○金子審議官 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○高橋係長 規制庁事故対処室の高橋といいます。

先ほどの熱交換器の問題意識について少し確認したいところがございます。細管1本で見るとか、それとも全体の熱交換器の機能として見るのかみたいなお話があったんですけども、現状、NUCIAとかで掲載されている熱交換器の損傷につきましては、必ずしも全て法令報告になっているわけではなく、例えば1次系と2次系の熱交換器、SGのような熱交換器であれば法令報告になり得るものの、海水と2次系というような熱交換器では同じような現象でも法令報告になっていないというケースがこれまで蓄積されています。その上で問題意識というのはどこにあるのかというのを改めてお聞きしたいのですが、現状全て法令報告になっているわけではないのですが、それでも何か問題があるのでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

今の熱交換器の件については、技術基準を適用する対象の設備、部位についての懸念というふうに御理解いただければと思います。熱交換器そのもののこれまでの報告の要否については、その熱交換器が安全・重要な系統機器に当たるのかどうかといったところで、御理解のとおり整理されてございますし、現状では細管一本一本について、仮に技術基

準を満たさない場合でも、熱交換器の性能として技術基準が担保されていれば問題ないというふうに整理が規庁とも認識がそろっておりますので、熱交換器については問題ないと思っています。ただ、技術基準の解釈について、熱交換器の件も大分前にいろいろな議論がございまして、その経緯をもって現状に落ち着いているといったことがございますので、そういった技術基準の解釈については他の事例、ちょっと具体的にはすぐは思いつきませんが、そういった整理が今回必要なのではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○高橋係長 承知いたしました。では、事実関係を少し確認して、どこが問題点なのか、また改めて確認させていただければと思います。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。今のような話は、多分、運用上の理解、共通認識みたいなものをつくる作業のレベルのものと、それから今回、規則やその対象の記述の仕方みたいなものをしっかり明確化をして、する範囲においてその対象をどう整理しましょうかというのと、若干レベルの異なるものが交じっているような気がするので、そういう点の精査も恐らくこの場を使いながら、どういうグルーピングをして、こういうのはこっちの問題ですね、こういうのは規則とか、そういうところにちゃんと明確化できるようなものですねというのも、恐らく整理をさせていただくことが適切なのかなという感じがしておりますので、また、そのような作業をする際に、各事業者、設置者の皆さんにも御協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

秦野さん。

○秦野係長 検査監督総括課の秦野です。

前の議論に戻るんですけども、報告の期日について、ちょっと改めて確認をさせていただきます。現状、一律に重いものも軽いものも全て10日以内となっているんですけども、逆に今後、重たいものと軽いものを期限を分けておくという、分けて定めるというのも一つの手段かなと考えております。したがって、現状もしあれば、原子力安全上考えられる重たいものと軽いもので期限を分けておくことに対して考えられる効果が今のところ思いつけばちょっと教えていただければと思います。

○金子審議官 何かございますか。

今の点は規制庁側からの一つの何というか、いろいろな柔軟なやり方をこの仕組みの中に取り入れる可能性もあるという一案だと思いますので、そういうことも少し頭に置いて、制度を組み替えるといっても、ある一つの枠だけにはめる必要はなくて、先ほどの説明の資料の中にも、1、2、3というカテゴリー分けをして、その対応の仕方を我々の中の事務手続の話ですけれども、変えていきたいと思いますというのを御説明しましたが、それと同じように例えば、ちょっと制度、仕組みが若干複雑になり過ぎるかもしれませんが、カテゴリー1とか2とかというのが例えばできるとして、それによって報告のタイミングある

いはしなければならぬ内容とか、そういうものに重み付けをしていくという発想もあるのではないかと考えています。そのようなことがあると、むしろ事業者の皆さんのほうが対応しやすい、あるいは面倒くさいなどの、もし感触があればお伺いをしたいということだと思っていますので、もし何か御感触があれば教えていただければと思います。どなたからでも結構です。

東京電力さん、お願いします。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

すみません、そういった観点で仮に法令上の中で具体的な日付を区切られた場合、軽重をつけて区切られた場合でも、事業者として、やはりそこが一つの規制側の要求、法令報告と法令報告の要求期日として一つの指標、目標にはなり得ますので、そういった意味で、原子力の安全の影響、軽重をつけた、例えば指導以上とか、そういったものに依拠して日にちを区別する、あるいは日にちを設ける、設けないといったところは、我々事業者のほうでもある程度のドライブフォースといった観点からも効果というか、意味はあるというふうに認識してございます。

○金子審議官 ありがとうございます。

ほか、ちなみに核燃料施設の設置者の方々ですとか、何か日頃、仕事をしていて、こういうのが悩むとか、こういうことがあったらどうしようと不安に思っているとか、そういうようなことでも結構ですので、何かお感じになっていることがあれば御発言いただければと思いますけど、いかがでしょうか。

あるいは核燃料施設に限らず、ほかの電力会社の皆さんでも結構です。

あと、規制庁側は何か聞いておきたい、古金谷さん、じゃあ、先に。

○古金谷課長 すみません、古金谷ですけれども、先ほどのちょっと議論を聞いてて思った話、ちょっとコメントだけです。先ほど、東京電力の安達さんから、10日とか、そういうところで報告書という形で求められると、本来、原因調査とか、そちらのほうに注力しなきゃいけないのが、逆に報告書の取りまとめとか、そういった事務的な作業とか、そういったほうに労力を割かれるというような話がありまして、それは確かにおっしゃるところはあるのかなと思いました。ただ一方で、じゃあ、速報をもらってから事象の概要の詳細が分かるまで何百日も待たなきゃいけないというようなところは、一方で、他の事業者とか、水平展開を考える意味では、少しそこまでずっと速報をもらって、その後何ももらわないというのは、ちょっとどうなのかなという印象を私自身は持ちました。ただ一方で、これまで、先ほどの資料でも御説明しましたように、いろいろ面談をする、あるいは、場合によっては公開会合する、そういった場である程度公開性を維持した上で調査の進捗を確認することは我々としてはできるのかなと考えているので、うまく工夫をすれば答えも見つかるのかなという印象は受けました。

一つだけちょっと皆さんに確認ですけれども、我々が面談をする、あるいは公開会合で調査の進捗を確認するというのは、法令報告の報告書の提出を、これまでも運用でそうし

てますけれども、事業者と大体このタイミングでとか、そういうことで一度話を聞かせていただくというのはお願いしているわけですが、そういう運用をこれからも我々はしていきたいと思っているんですけれども、そこは特に何か懸念とかありますか。そういったことはもうやめてほしいとか、そういう懸念があればおっしゃっていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○金子審議官 特にないでしょうか。規制庁の金子ですけれども、今の点は私も何というか、どういうふうに程度をつくってあげればいいのか、要するに実務の程度をつくってあげればいいのかということには関心が強くございまして、いずれにしても、先ほど古金谷が申し上げたように、公開会合をやったりとか、面談やったりとかということで、状況は確認しなきゃいけないと思うのですね。状況を確認するものがこの法令報告で言うところの何日か報になっていけば、いずれにしてもやらなきゃいけない作業をそれに、法令の手続ののっつてやればいいのかということになれば、ある意味で、ペーパーワークできちんとしたものを整えなければならぬという無用なとか、あまり意味の高くない負担を事業者、被規制者の皆さんに強いるということも少なくなるのだろうというふうに思いますし、そのようなやり方を少し考える余地はあるのだと思います。例えば今は事故の概要とか再発防止の対策とか原因とかって幾つか要素が書いてあって、それを報告しなさいとなっているので、なかなか10日でそれは、再発防止策なんてなかなか中身も分かってないのに書くのは無理ですねということは当然あるわけですね。それを30日にしたところで、そこがしっかり全部書けるかどうかというのは保証がないわけで、先ほどの過去の事故報告の例の一番最後の取りまとめまでに100日以上かかっている例も結構ありますねというのを見ていただいたように、それは事案によってはいろいろなケースがあるわけですね。ですから、そういうのを法令の要求上はどのように記述をしておいて、節目節目のところは、わざわざその時点で出ないものを出していただかなくてもよくて、その後、継続的にやれるような仕組みをつくっておくということの実務上可能だと思いますので、そのような工夫をしていくことで、皆さんの御懸念のようなことが起きないようにするというのは、方向性としてはあると思います。そんなことも考えながら、どんなふうに議論していったらいいか、また、方向性なり、コメントなり、もしあればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力です。

○金子審議官 東京電力、どうぞ。

○安達グループマネージャー 私の説明は、事務的な紙の取りまとめでいうところにちょっと軸足を置いて説明してしまって恐縮なんですけど、一番重要なというふうに認識しているのが、事象が発生したときに、早い段階で規制側と被規制側で、原子力安全上の影響の度合い、こちらの軽重感の認識を合わせるということが今すごい必要だと思っています。従前であれば、トラブルが今の法令ですと発生後直ちに、それが10日以内といったようなことで、我々はその10日に紙を出すといったこと言わずもがなの報告書ということで紙

というふうに認識していたんですが、例えば10日以内という日付は残しつつも、そのSDPの評価の暫定みたいなレベルをある程度判断、目処がつけられるだけの内容を報告するか、そういったところが一つの確認、調整、議論していただきたいポイントかなというふうに考えてございます。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。やはり期限がどこであっても、その時点での中身というのがどういうものであるか、どういう性格のものであるかというのは結構大事だということだと思いますね。

ほかにございますか。

お願いします、高橋さん。

○高橋係長 事故対処室の高橋です。

先ほど、早い段階での軽重感の認識をすり合わせるということについて、私もそれは本当に大事なことだと思います。今おっしゃっている軽重感を合わせる対象なんですけれども、それはもう既に法令報告になっていると分かっている、つまり黒だと言っているものについておっしゃっているのでしょうか。それとも、何かちょっと怪しいなど。ちょっと解釈のところで揺らぎがある部分についてもそのような考え方を、つまり早い段階で軽重感を合わせるような、そういった仕組みを考えておられるということでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

それは両方かなというふうに思ってます。ただ、両方なんですけども、トラブルに該当するというふうになったものと、まだそれが分からないといったものについては、その確認をするプロセスが分かれているのかなというふうに思っています。トラブルになったものについては、報告とか規則の中で整理、運用が決まるものであって、それ未満のものについては、まだ可能性の段階のものについては原子力規制検査の中ですか、あるいは事業者からの自主的な報告・説明、そういった中である程度そこにプロセスの区別はあるのかなというふうに認識してございます。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。今の点は先ほどの法令報告の対象事象をいかに明確にできるかということとも関わっているんで、そもそも法令報告未満のもの情報共有というのは、この場であんまり議論する対象かどうかというのはちょっと別にしまして、その線をどう引いて、事業者が自分で判断をして報告するかしないかというのは当然ですけども、行動を起こせるようにしなければいけないので、そのような仕組みにする上での、もし明確性の論点などがあれば、この後も議論をさせていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

もうどんな点について、どんな方からでも結構です。規制庁側のみならず、事業者、設置者の皆さんで何かございましたら、どうぞ声を上げてください。

じゃあ、古金谷さん。

○古金谷課長 すみません、古金谷ですけれども、ちょっと今後の進め方というところにも、これはちょっと御意見を聞きながらこちらでも考えたいんですけれども、どういう心づもりとかで考えてらっしゃるのかというのを聞きたいんですけれども、資料2で、法令報告対象は適切か、それから、法令報告対象の解釈ですね、記載は適切かというところの意見の中に、「議論・整理させていただきたい」「議論・整理させていただきたい」という表現があります。恐らくこれは各社それぞれいろんな意見もあるのかなと思いつつ、できるだけ我々としても具体的な意見を出していただいたほうが、この総論だけで言われても、じゃあ、どうすればいいのかなというところで必ずしも我々がやろうとしていることが事業者の意図していたところと違うというようなことにもなりかねないのかなというふうに思っております、今、ちょっとどういう議論を各社、あるいはATENAさん中心かどうか分かりませんが、どういふ議論をしているか分かりませんが、この議論を整理させていただきたいというところについて、何か具体的な、かなり大量の提案になるのか、ちょっとそこら辺、全く私も今見えないんですけれども、この辺の議論・整理させていただきたいというところについて、具体的にどういうことをお考えなのかというところをもう少し御説明いただけないでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

この資料2のうち、大きく三つの論点のうち、最初の二つについては議論・整理させていただきたいというふうに少し区別をしています。この二つについては、我々、原子炉設置事業者側のほうで我々なりの整理の仕方、考え方なんかでドラフトというか素案、議論の土台を少し整理させてもいいかなというふうに考えて少し表現を使い分けてございます。ただ、報告のほうについては、我々被規制側というよりは、規制側さんのそういった主体的にある程度判断が入るものかなというふうに思っておりますので、これについては事業者の要望という形でお伝えさせていただいて、最終的にこの素案については規制庁さんのほうから整理いただければというふうに、少しそこは使い分けているものです。

以上です。

○古金谷課長 すみません、古金谷ですけれど、すみません、今、上と下というのは、法令報告対象は適切かというところの意見については、こちら側の考えがあるんじゃないかということで、一方で、この事象の解釈の記載内容については、具体的なものをもう少し提案したい、そういうことですか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

一つ目の報告対象事象は適切か、廃止措置申請中や長期停止、こちらの考え方についても事業者側のほうである程度素案というか、これを整理したいというふうに考えてございます。

○金子審議官 ありがとうございます。金子ですけれども、そういう意味では、この電力会社でおまとめいただいた紙の中に「議論・整理させていただきたい」という結びで書いていただいているところは、電力会社としての考え方もぜひ示す方向で考えたいというふ

うに御認識されているというふうに理解をしまして、報告の期日のところは御要望ということで、そういうことを踏まえて規制側で考えてほしいと。簡単に言うとそういうことでよろしいですね。

○安達グループマネージャー 御理解のとおりです。

以上です。

○金子審議官 ほかにございますか。

ちょっと議論に参加をしていただくためにという意味で、先ほど資料の1-5で規制委員会発足以降の法令報告事案というのを約30見ていただいて、数を数えると、別にそれが悪いとかいいとかという話じゃないんですけど、当然、電力会社のものが一番カテゴリーとしては多いんですけど、次にJAEAが10件と、これは事業所がいっぱいあるからくっついていかどうかという問題はありまして、何かJAEAの方でこういう点が困ったとか、こういう点は直してほしいとか、こういう点はよく分からないとか、不安だとかって、何かそういうのを現場の皆さんからお感じになっているようなことがあったら、ぜひいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

よろしければ、すみません、JAEAさん、どこからでも結構ですので、どうぞ。

事業所名があるところとないところと、すみません、画面上であれなので、どなたにお願いをするのが一番いいでしょう。

○八木マネージャー 機構本部の品質保証課の八木です。

この法令報告に対しては、我々も機構内でかなり議論しながら報告書を作成するとかで負担はかなり大きいものなんですけれども、今のところ、かなり小さなことから大きなことまでありますので、こういったものが整理されるとかなり、非常にいい制度になっていくのかなと思っていますので、まだちょっと具体的にこうしたいという議論、そういったところが機構としてもまだ整理がついてませんので、こういった場を活用させていただきながら我々のほうでも御協力できればと思いますので、よろしくお願いします。

○金子審議官 ありがとうございます。そういう意味では、ぜひ過去の法令報告の事案で、こういう点が例えば困ったとか、やりにくかったとかということがあればぜひ、各、それぞれの担当の、担当のというか設置されている施設のところから声を拾っていただければ大変ありがたいと思いますし、もちろん最後、本部のほうで取りまとめられていろいろ手続をされると思いますので、そういう中で経験されたことを共有いただくということでも構わないと思いますし、そこら辺の過去の経験から来る不具合というか、うまくいかない点とか、困った点とかというのがあれば、ぜひ共有いただくとありがたいと思っています。その上で、そういうのを踏まえて、今後に向けて、こういう点は改善したいとか、考えてほしいとかという御要望なり、提案なりあれば、ぜひいただくとほかの核燃施設のところの参考にもなると思いますので、どうしても法令報告、実際にやった御経験を持つところからそういう御意見をいただいたほうが、より具体的によくなると思いますので、JAEAにはぜひお願いをしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。



○八木マネージャー よろしくお願ひします。

○金子審議官 ありがとうございます。

ちなみに、核燃料施設でこの平成24年以降の、あと挙げられている中に事例があるのは、加工施設、原燃再処理も入っているの、これは加工施設じゃないのですけれども、ちょっと待ってくださいね、再処理、そうですね。だから、加工は二つ御経験があつて、あとは原燃の再処理が一つ、御経験があるという、そういう状況であります。加工各社であるとか、あるいは原燃さんとか何か、もしコメントすべきこと、あるいはここでテーブルに載せておきたい御経験とか御不安とかがあれば、ぜひいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大柿安全推進部長 日本原燃の安全・品質本部、大柿と申しますけれども、よろしいですか。

○金子審議官 お願いいたします。ありがとうございます。

○大柿安全推進部長 直接、当社の該当した事象についてはないんですけれども、資料1-1の別紙1で、今後は対応区分を三つ設定して、その区分の判断を原子力規制検査の重要度評価に基づくという提案がされていますよね。このことについて、実用炉については重要度評価の判断基準がある程度ガイドでしっかり決められておりますけれども、御存知のとおり、核燃料施設に関しては、一応ガイドに記載はありますけれども、まさに今、具体的な中身について別途、意見交換会合の場でも議論されているところでございまして、加工施設については一応、年度内にほぼほぼ方向性をまとめるというふうには伺ってますけれども、それ以外の施設、例えば再処理施設については、まだ来年度以降の議論が続くというふうに理解していますので、もし万一、該当した場合にも、この重要度評価のところ、かなり、最初にまずここで議論しなきゃいけないというのはちょっと不安に思うところではございます。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。まさにこれは法令報告していただいた後の対応がどれぐらいのレベルになるのかということで、例えば公開会合を開くということ、事業者の皆さんも大分、精神的にも、それから、実際の作業的にも御負担があると思いますので、御関心あるかと思ひます。したがって、今おっしゃられたように、再処理とか核燃施設の取りあえず検討を進めようとしている加工以外のところにつきましては、もう事案の性格に応じて、この区分にあんまりとらわれずに必要なものを必要な対応していくという形に当面はなろうかと思ひます。一方で、核燃料施設のトラブルや事案に対する重要度評価の最初の簡易評価的なものをできるだけ入れていこうと。これは事故報告と似たような考え方になりますけれども、外形的にこういうものであれば重要度の高いものになることはないですねということが分かるような判断フローを皆さんと共有して用意しておこうという方向のことをこれから議論させていただくような形になると思ひますので、そういうところ、また御提案をいただくなり、できるだけ使いやすいものとして認識共有ができるよう

に、そちらのほうでも御報告をいただければ、そういった不安も少しずつ小さくなっていくのではないかなと思いますので、よろしく願います。御懸念としてはよく分かりますので、別の場の議論も入ってますけれども、ぜひ一緒に御議論させていただければと思います。よろしく願います。ありがとうございました。

○大柿安全推進部長 よろしく願います。

○金子審議官 はい。

加工事業者の方はどなたか御発言ございませんか。

今日は、三菱、それから原燃工、JNFLと、それぞれ御出席をいただいているように見受けておりますが、いかがでしょうか。

また、ぜひ次回にでも、こんなことが、具体的な懸念や困ったことや不安としてありますというようなことがあれば、ぜひいただければと思います。

カテゴリーにかかわらず、ほかに皆様方から、何か今後の検討に向けて、こういう点を留意してほしいとか、こういう点は取り扱ってほしいとかというようなことがあれば、ぜひいただければと思いますけれども。

規制庁側からは何かそういう、今後の検討に向けて何かございますか、ほかに。

高橋さん。

○高橋係長 規制庁事故対処室の高橋といいます。

質問というかお願い事項になるんですけども、私、普段は事故・故障の通報窓口をしております。そのときのコミュニケーションの中でよく感じているのは、事業者はどちらかという、なるべく法令報告にしたくないなというような、そういうお立場なのかなと思います。何となくそのような、そういうふうになってしまう理由というのも察してはいるんですけども、事業者が積極的な法令報告をする上で、何らかの障壁となっているものはあるのだろうというふうに考えています。それで、ぜひお願いしたいのですが、私、普段は東京支社の方とよくやり取りをされる（※正しくは「する」）んですけども、結局のところ、東京支社の方というのは現場の保修課の方たちの情報を得て、それが法令報告ですということを告げてくるメッセンジャーにしかすぎないので、結局のところ、現場の方が法令報告についてどのように考えているのか、そういったところがこの規制側に情報がスムーズに流れるという観点においてはすごく重要になってきますので、ぜひ現場の方の意見をこの議論の場に上げていただきたいと思います。よろしく願います。

○金子審議官 これは多分、窓口で対話をする人と実際に、そのさらに現場に近いところで作業をされる方で異なる性格のお仕事をしていることもあるでしょうから、双方、窓口の方の御負担ももちろん軽減ができるようにと思いますし、現場の方の対応もスムーズにできるようにということで、それぞれの組織の中でお声をぜひ聞いていただけたらという御要請でございますので、よろしく願います。

ほかに、皆様方からよろしいでしょうか。

そうしましたら、取りあえず今日のこの場での御意見とかコメントはそれぐらいだとい

うことで理解をさせていただきますけれども、先ほど電力会社の皆さん、それから、JAEAからはこんな点を変えてほしいとか、具体的にこんな点が困るよというようなことについては御提案なり、あるいは論点になる事項というようなものを御提案をいただくようなことをお願いし、あるいは御発言をいただきましたけれども、それは大体いつ頃を目途に議論ができるような感じになりそうかというのは、この時点で何かスケジュール感がございますでしょうか。東京電力さんなり、JAEAさんなり、いかがでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

結論から言いますと、ちょっとその具体的な日程については、また個別に事務局さん同士でちょっと調整をさせていただきたいと思っております。我々、東京側だけでなく、発電所側の意見や考えもきちんと取りまとめてまとめたいと思っておりますので、ちょっとお時間がかかろうかなと思います。具体的な日程については、改めて調整させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。

JAEAは、ちなみにいかがでしょうか。

○八木マネージャー JAEAとしましても、これまでの事象をある程度取りまとめて分析とか整理をしたいので、少し時間をもらえたらと思います。最終的には、そちら事務局のほうとの調整で対応させていただければと思いますので、少し検討させてください。

○金子審議官 じゃあ、具体的な目処はこれからといたしますけれども、先ほど申し上げたような年度内ぐらいに一つの方向性を立てられればと思います。具体的にどこをどう修正するというところの案までできている必要はないのですけれども、例えば性格として、こういう事象は対象外にしましょうとか、こういう事象は運用を変えましょうとか、ここを明確化しましょうとか、そういうような方向性は出していければと思いますので、ちょっとこちらのそういうスケジュール感をお願いするようで恐縮ですけど、1月中ぐらいには次回の公開会合ができるぐらいに作業させていただけると大変ありがたいなというふうに思うのですけれども、それぐらいの目処は可能でございましょうか。

○浜田グループ長 すみません、中部電力の浜田でございます。

今いただいたスケジュール感で電力サイドは議論していきたいと思っております。特に東京電力の安達さんからも発言があったとおり、ちょっと発電所の運用方の意見もうまく吸い上げながら、1月目標でちょっと議論を進めたいと思っております。よろしく申し上げます。

○金子審議官 ぜひ御協力いただければ大変ありがたいと思っております。

JAEAのほうはいかがでしょう。別に1月末デッドラインということではないのですけれども、一月ぐらいの目処でという感覚ですけれども、いかがでしょうか。

○八木マネージャー JAEAです。

そうですね、まだちょっと体制とかもこれからなので、1月末が間に合うかどうかというところはありますけれども、少し努力はしたいと思っておりますが、場合によっては、ちょっ

と1月末の次の機会とかということも考えられますので、その際はよろしく申し上げます。  
○金子審議官 分かりました。じゃあ、少し体制の確定と御議論を進めていただくこととして、できればということで次回ぐらいに御提案なり、こんな論点がありますということをお示しいただくと大変ありがたいと思います。

それから、ほかの皆さんも、あまり体系立ったことである必要はございませんので、我々がそういう意味では検討する材料として、こういう点が不安だよとか、こういう点はよく分からない、明確じゃないので明確にしてほしいとか、御要望的なもので構いませんので、施設の種別に限らず、核燃料施設の設置者の皆さんからもぜひ個別にでも構いませんので、御意見なり、コメントなり、あるいは御要望なりをいただければと思いますので、そこは積極的にインプットしていただければということをお願いしたいと思います。したがって、次回、多分、今の話でいくと1月の、今日が12月21日ですから1月の末頃とか、2月の頭とか、それぐらいになるのではないかと推察をいたしますけれども、その間に、もし何かこういうことでもいいんだろうかというような、ちょっと事前に御不安がありましたら、事務局のほうに少し打診をしていただければ、例えばこんな方向で考えるようなこともあるんじゃないとか、少し事前のすり合わせはさせていただきたいと思いますので、中身について、もし御不安とか、そういうことがありましたら確認していただいても結構かと思えます。

ということで、大体次回のイメージは何となくできました。我々側からもこのようにしたらどうだろうかというのは少し御提案、今日のコメントを踏まえたものを出させていたがながら、それを双方、突き合わせながら具体案に少し近づけていくという作業を次回できればというふうに思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、あと何か、今日の機会の中で、将来に向けてでも結構ですし、スコープとちょっと外れることで、もし言っておきたいというようなことがあっても結構でございますけれども、何かございますでしょうか、規制庁側も含めて。

じゃあ、特にこの時点ではないようでございますので、引き続き、またいろいろ情報共有を密にしながら、この検討を進めていければと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第1回の原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合を終了させていただきます。円滑な進行に御協力、ありがとうございました。